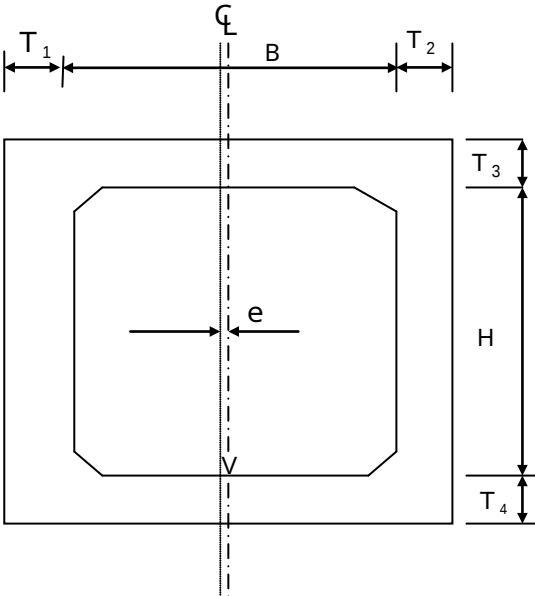


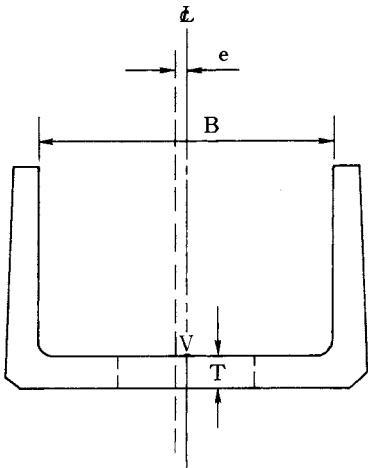
工 種		項 目	管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準
6 水 路 工 事	現場打開水路	基準高(V)	± 20	± 30	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長 1 スパンにつき 1 箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50mにつき 1 箇所の割合で測定する。 なお、中心線のズレ(曲線部)については 1 スパンにつき 1 箇所の割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定する。
		幅(B)	+ 25 - 15	- 25	
		厚さ(T)	+ 20 - 13	- 20	
		高さ(H)	± 15	- 25	
		中心線のズレ(e)	直線部 ± 35	直線部 ± 50	
			曲線部 ± 65	曲線部 ± 100	
		スパン長(L)	直線部 ± 13	直線部 ± 20	
			曲線部 ± 20	曲線部 ± 30	
		施工延長		- 0.1%、 ただし延長 150m未満 - 150	
	現場打サイホン	基準高(V)	± 30	± 50	上記と同一。
		幅(B)	+ 20 - 13	- 20	
		厚さ(T)	+ 20 - 13	- 20	
		高さ(H)	± 13	- 20	
		中心線のズレ(e)	直線部 ± 35	直線部 ± 50	
			曲線部 ± 65	曲線部 ± 100	
		スパン長(L)	直線部 ± 13	直線部 ± 20	
			曲線部 ± 20	曲線部 ± 30	
		施工延長		- 0.1%、 ただし延長 150m未満 - 150	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長	—		スパン長の標準を 9 m とした場合。
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長	—		スパン長の標準を 9 m とした場合。

工 種		項 目	管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準
6 水 路 工 事	現場打暗渠	基準高(V)	± 20	± 30	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 なお、中心線のズレ(曲線部)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。
		幅(B)	+ 20 - 13	- 20	
		厚さ(T)	+ 20 - 13	- 20	
		高さ(H)	± 13	- 20	
		中心線のズレ(e)	直線部 ± 35 曲線部 ± 65	直線部 ± 50 曲線部 ± 100	
		スパン長(L)	直線部 ± 13 曲線部 ± 20	直線部 ± 20 曲線部 ± 30	
		施工延長		- 0.1%、 ただし延長 150m未満 - 150	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長で 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長	—		スパン長の標準を 9 m とした場合。

工 種		項 目	管理基準値(mm)	(参 考) 規格値(mm)	測 定 基 準
6 水 路 工 事	鉄筋コンクリート大型フリーム	基準高(V)	± 20	± 30	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50mにつき 1 箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10 mにつき 1 箇所の割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定する。 幅、厚さについては施工延長 50mにつき 1 箇所の割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定する。
		幅(B)	+ 25 - 15	- 25	
		厚さ(T)	+ 20 - 15	- 20	
		中心線のズレ(e)	直線部 ± 35	直線部 ± 50	
			曲線部 ± 65	曲線部 ± 100	
	鉄筋コンクリートL形水路	施工延長		- 0.1%、 ただし延長 150m未満 - 150	
	ボックスカルバート水路	基準高(V)	± 20	± 30	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね 50mにつき 1 箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね 10 mにつき 1 箇所の割合で測定する。 上記未満は 2 箇所測定する。
		中心線のズレ(e)	直線部 ± 35	直線部 ± 50	
			曲線部 ± 65	曲線部 ± 100	
		施工延長		- 0.1%、 ただし延長 150m未満 - 150	

管 理 方 式			測 定 箇 所 標 準 図	摘 要
管理図表によるもの (様式 2-1、2-2)	結果一覧表によるもの (様式 3-1)	構造図に朱記、併記するもの		
基準高、幅、厚さ、中心線のズレで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長	—		幅、厚さは L 形水路のみ測定する。
基準高、中心線のズレで 20 点以上のもの	左記のもので 20 点未満のもの及び施工延長	—	